

平成 29 年度 第 9 回 柿崎区地域協議会次第

日時：平成 29 年 12 月 19 日 (火) 午後 4 時

場所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

1 開 会

2 副会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 協議事項

(1)平成 30 年度柿崎区地域活動支援事業の採択方針・審査に当たり定める事項の見直し(案)について … [資料 No. 1-1、資料 No. 1-2]

(2)まちづくりフォーラムの開催について … [資料 No. 2]

5 報告事項

(1)市からの報告

・町内会集会場設置等補助金の改定について

6 その他

・第 10 回柿崎区地域協議会の開催日について

日 時：平成 30 年 1 月 日() 午後 2 時から

会 場：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

・第 11 回柿崎区地域協議会の開催日について

日 時：平成 30 年 2 月 日() 午後 2 時から

会 場：柿崎コミュニティプラザ 4 階 ホール

・第 12 回柿崎区地域協議会の開催日について

日 時：平成 30 年 3 月 日() 午後 2 時から

会 場：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

7 閉 会

柿崎区における地域活動支援事業採択方針

資料No.1-1

平成29年12月19日 第9回柿崎区地域協議会

平成28年度	変更なし	平成29年度	平成30年度(案)
<p>(優先して採択する事業) 第1条 柿崎区の地域資源を生かし活力ある魅力的なまちづくりを推進するため、団体等の自主的、主体的な取組のうち、次に掲げるものを優先的に採択する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の歴史、文化や伝統の保存、活用に資するもの (2) 子どもたちの健全育成に資するもの (3) スポーツや体力づくりをとおして住民の健康増進に資するもの (4) 特産品の開発等により地域産業の活性化に資するもの (5) 観光資源の活用により知名度向上や交流人口の増加に資するもの (6) まちづくりを担う人材育成に資するもの (7) 地域の環境美化に資するもの (8) 姉妹都市を含む他の地域との交流・連携を推進するもの (9) 安全・安心な地域づくりに資するもの 		<p>(優先して採択する事業) 第1条 柿崎区の地域資源を生かし活力ある魅力的なまちづくりを推進するため、団体等の自主的、主体的な取組のうち、次に掲げるものを優先的に採択する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の歴史、文化や伝統の保存、活用に資するもの (2) 子どもたちの健全育成に資するもの (3) スポーツや体力づくりをとおして住民の健康増進に資するもの (4) 特産品の開発等により地域産業の活性化に資するもの (5) 観光資源の活用により知名度向上や交流人口の増加に資するもの (6) まちづくりを担う人材育成に資するもの (7) 地域の環境美化に資するもの (8) 姉妹都市を含む他の地域との交流・連携を推進するもの (9) 安全・安心な地域づくりに資するもの 	<p>修正なし</p> <p>なお、(1)~(9)の番号は、優先度の高い順番にならべてあるのではなく、通し番号です。</p>
<p>(事業の採択等) 第2条 事業は、優先して採択する事業のうち共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、その他の事業について同様に採択することができる。</p> <p>2 共通審査基準の評点が、柿崎区地域協議会が別に定める基準に満たない事業は、採択しないことができる。</p> <p>3 共通審査基準の加点は、行わない。</p>		<p>(事業の採択等) 第2条 事業は、優先して採択する事業のうち共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、その他の事業について同様に採択することができる。</p> <p>2 共通審査基準の評点が、柿崎区地域協議会が別に定める基準に満たない事業は、採択しないことができる。</p> <p>3 共通審査基準の加点は、行わない。</p>	<p>修正なし</p> <p>なお、条文に「その他の事業」という言葉があります。その他の事業とは、優先して採択する事業(1)~(9)に該当しない事業を指します。</p> <p>柿崎区では地域活動支援事業が始まった平成22年度から「その他の事業」が実際に提案されたり、採択されたりした実績がないことから、平成30年度についても「その他の事業とは、どんな事業を指すのか」という条項を新たに加えることや現在の条文の修正はせず、現状のままとします。</p>
<p>(補助金の額等) 第3条 補助金の額は、補助対象経費に次の各号に掲げる率を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、100万円を限度とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 従前の補助採択の回数(事業の主たる部分が類似する事業も含む。以下同じ。)が1のもの 10分の9 (2) 従前の補助採択の回数が2以上のもの 10分の8 (3) 前2号以外のもの 10分の10 <p>2 地域協議会が必要と認めるときは、補助金の額を減額することができる。</p>		<p>(補助金の額等) 第3条 補助金の額は、補助対象経費に次の各号に掲げる率を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、100万円を限度とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 従前の補助採択の回数(事業の主たる部分が類似する事業も含む。以下同じ。)が1のもの 10分の9 (2) 従前の補助採択の回数が2以上のもの 10分の8 (3) 前2号以外のもの 10分の10 <p>2 地域協議会が必要と認めるときは、補助金の額を減額することができる。</p>	<p>修正なし</p>
<p>(追加募集の有無) 第4条 採択の結果、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、地域協議会で追加募集の有無を決定する。</p>		<p>(追加募集の有無) 第4条 採択の結果、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、地域協議会で追加募集の有無を決定する。</p>	<p>修正なし</p>

柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項

資料No.1-2

平成29年12月19日 第9回柿崎区地域協議会

平成28年度	変更あり	平成29年度	平成30年度(案)
<p>(委員の除斥) 第1 地域協議会委員が役員(会長、副会長)を務める団体が提案した事業については、そのプレゼンテーション及び審査に参加することができない。</p>		<p>(委員の除斥) 第1 地域協議会委員が役員(会長、副会長)を務める団体が提案した事業については、そのプレゼンテーション及び審査に参加することができない。</p>	修正なし
<p>(事業の採択基準) 第2 採択方針第2条第2項に規定する柿崎区地域協議会が別に定める基準は、次のとおりとする。 (1) 共通審査基準の評点が、15点以上であること。 (2) 共通審査基準の各項目の評価が、それぞれ3点以上であること。</p>		<p>(事業の採択基準) 第2 採択方針第2条第2項に規定する柿崎区地域協議会が別に定める基準は、次のとおりとする。 (1) 共通審査基準の評点が、15点以上であること。 (2) 共通審査基準の各項目の評価が、それぞれ3点以上であること。</p>	修正なし
<p>(共通審査基準の評価等) 第3 事業の内容が、従前の事業と同様の内容であるもの又は財源の振替や確保を図るものとみなされる場合は、共通審査基準の発展性の評価を3点以上とすることができない。</p>		<p>(共通審査基準の評価等) 第3 事業の内容が、従前の事業と同様の内容であるもの又は財源の振替や確保を図るものとみなされる場合は、共通審査基準の発展性の評価を3点以下とする。</p>	<p>削除</p> <p>新規、継続を問わず、地域活動支援事業の申請を予定している団体は、3月に行う事前相談を必須にします。事前相談を行うことで、従前の事業と同様の内容であるか、財源の振替や確保を図るものとみなされるか、などがわかります。 また、共通審査基準の発展性の評価について、ほかの審査項目と同様に1点から5点の範囲で採点することとします。</p>
<p>(プレゼンテーションの実施) 第4 提案者全員に提案内容のプレゼンテーションを求めるものとする。 (1) 1事業当たりの持ち時間は10分以内とし、説明時間を6分以内とする。</p>		<p>(プレゼンテーションの実施) 第4 提案者に提案内容のプレゼンテーションを求めるものとする。ただし、継続事業に関しては、委員からの要請又は団体から希望があった場合のみ、プレゼンテーションを行う。 (1) 1事業当たりの持ち時間は10分以内とし、説明時間を6分以内とする。 (2) プレゼンテーションの参加人数は、1団体につき5人以内とする。</p>	<p>(プレゼンテーションの実施) 第3 提案者に提案内容のプレゼンテーションを求めるものとする。ただし、継続事業に関しては、委員からの要請又は団体から希望があった場合のみ、プレゼンテーションを行う。 (1) 1事業当たりの持ち時間は10分以内とし、説明時間を6分以内とする。 (2) プレゼンテーションの参加人数は、1団体につき5人以内とする。</p> <p>「共通審査基準の評価等」の削除により、番号が繰り上がります。以下、同じです。</p>
<p>(審査方法) 第5 審査は、提案者によるプレゼンテーション、地域協議会委員による意見交換、委員個人による審査及び全体審査とする。</p>		<p>(審査方法) 第5 審査は、提案者によるプレゼンテーション、地域協議会委員による意見交換、委員個人による審査及び全体審査とする。 (1) 基本審査及び地域自治区の採択方針の審査は、委員が協議の上、決定する。なお、「適合しない」と判断した場合、その理由を付して、提案団体へ通知する。 (2) 共通審査基準は、各審査項目とも1点から5点の範囲で採点を行う。</p>	<p>(審査方法) 第4 審査は、提案者によるプレゼンテーション、地域協議会委員による意見交換、委員個人による審査及び全体審査とする。 (1) 基本審査及び地域自治区の採択方針の審査は、委員が協議の上、決定する。なお、「適合しない」と判断した場合、その理由を付して、提案団体へ通知する。 (2) 共通審査基準は、各審査項目とも1点から5点の範囲で採点を行う。</p>
<p>(成果報告) 第6 年度末までに事業実施者から事業の成果報告を求めるものとする。</p>		<p>(提案変更が提出された場合の取り扱い) 第6 事業の採択決定後、補助金交付申請書提出前に、団体から提案変更があった場合、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 提案者は、地域協議会に変更内容の説明を行い、委員が協議の上、変更承認の可否を決定する。 (2) (1)においては、団体の役員(会長、副会長)である委員は除斥とする。</p>	<p>(提案変更が提出された場合の取り扱い) 第5 事業の採択決定後、補助金交付申請書提出前に、団体から提案変更があった場合、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 提案者は、地域協議会に変更内容の説明を行い、委員が協議の上、変更承認の可否を決定する。 (2) (1)においては、団体の役員(会長、副会長)である委員は除斥とする。</p>
<p>(成果報告) 第6 年度末までに事業実施者から事業の成果報告を求めるものとする。</p>		<p>(成果報告) 第7 年度末までに事業実施者から事業の成果報告を求めるものとする。</p>	<p>(成果報告) 第6 年度末までに事業実施者から事業の成果報告を求めるものとする。</p>

まちづくりフォーラムの開催について（案）

■12月7日に実行委員会を開催し協議した内容

1 まちづくりフォーラム実行委員会の委員長及び副委員長の選任
委員長 武田正教 副委員長 湯本清隆

2 まちづくりフォーラム開催内容について

(1)目的

- ・平成29年度、地域活動支援事業に取り組んだ団体が成果報告をすることともに平成30年度の提案募集に向けた概要を説明し、市民にPRする。
- ・活気あるまちづくりのために自らができることを考える。

(2)日時と会場 平成30年2月25日（日）午後1時～4時
柿崎コミュニティプラザ4階 多目的ルーム及びホール

①多目的ルーム

今年度地域活動支援事業に取り組んでいる団体の取組概要のパネル展を午後1時～4時の間で行う。

②ホール

13:30 開会・会長挨拶
13:35 平成30年度地域活動支援事業の概要説明
13:45 地域活動支援事業成果報告（1団体20分×3団体）
14:45 休憩（15分）
15:00 講演（60分）
16:00 終了

(3)参加人数 100人を目標とする。

(4)内容

①平成30年度地域活動支援事業の概要説明

- ・開会、会長挨拶のあとに総合事務所が説明を行う。

②地域活動支援事業採択団体による成果報告

- ・新規事業に取り組む3団体（柿崎写真コンテスト実行委員会、柿崎子ども会連合会、柿崎恵方巻実行委員会）に成果報告を依頼する。
- ・1団体当たり、準備・報告・質疑・撤収を20分以内で行う。
- ・1団体当たりの報告人数、報告方法について、各団体と調整する。

③講演

- ・講師の候補として、開催目的に沿った話を有限会社ナマラエンターテイメントの代表取締役、江口歩さんに依頼したい。
- ・講師のスケジュールの仮押さえと、講演料金は内諾済み。
- ・講演料金の予算について、自治・地域振興課の内諾済み。

(5)町内会長への周知・採択団体への出席要請・保育ルームの手配

- ①2月1日便で町内会長へ案内文書及び町内会に回覧用チラシを送付する。
- ②だんだんどーも2月15日号に掲載する。
- ③随時、防災行政無線で放送する。
- ④まちづくり団体や小中学校PTAなど、柿崎区内の各団体に案内を送付する。出欠と人数が確認できるよう工夫する。
- ⑤今年度、地域活動支援事業に採択された団体には、1団体当たり3人の出席を要請する。
- ⑥保育ルームを手配する。

(6)事前準備

2月23日（金）午前9時30分からまちづくりフォーラム実行委員8人と地域振興班2人で行う。

(7)まちづくりフォーラム当日（2月25日・日曜日）

当日の役割分担（案）

- ・司会進行 新部直彦委員
- ・受付 加藤満委員 佐藤健委員
- ・講師対応 小出優子副会長
- ・会場案内 白井一夫委員 高野武夫委員 湯本清隆委員
- ・成果報告団体案内 武田正教委員 長井洋一会長

(8)当日配布資料

- ①成果報告を行う3団体の取組概要
- ②平成30年度地域活動支援事業の概要＋柿崎区版のポイント
- ③講師紹介及び講演資料
- ④今年度、採択した14団体の地域活動支援事業を紹介した資料